

保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）
【令和四年十月一日施行】

別表第二 病床数が二百以上の病院における初診（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号。以下「療担規則」という。）第五条第三項第二号又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号。以下「療担基準」という。）第五条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める金額以上の支払いを求めた患者に対するものに限る。）	改正後		別表第二 （新設） 上欄の初診に係る所定点数から、二百点を控除した点数
	改	正	
病床数が二百以上の病院における初診（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号。以下「療担規則」という。）第五条第三項第二号又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号。以下「療担基準」という。）第五条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める金額以上の支払いを求めた患者に対するものに限る。）			（新設） 上欄の初診に係る所定点数から、二百点を控除した点数
ぞれ控除した点数			
			（新設） （新設）

(略)

(略)

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院に係る療養

上欄の療養に係る所定点数から、当該所定点数を構成する点数であつて別に厚生労働大臣が定めるものに百分の十五を乗じた点数を控除した点数